

倫理委員会にて承認された治療方法のお知らせ

当院の倫理委員会にて下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬・治療を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。

記

実施内容 : 検査・処置・治療時の鎮静目的のミダゾラム注射液の使用
診療科 : 全診療科
対象者 : 検査・処置・治療時に鎮静が必要と判断された患者
承認期間 : 2026年2月16日～永続的に使用

【目的・治療法】

検査・処置・治療では、その実施完遂率の向上と患者の苦痛や不安を解消するために、鎮静を行うことがあります。適切かつ安全な鎮静のために、実施前から実施後まで厳重な評価やモニタリングを行いますが、一般的に鎮静に使用する頻度の高いミダゾラム注は一部領域でしか保険の適用がありません。当院では国内外ガイドラインを考慮し、保険適応外ですが、ミダゾラムを用いた鎮静を実施する場合があります。

【想定される不利益と対策】

鎮静に伴う有害事象として「低酸素血症」や「血圧低下」を認める頻度が多くなる場合がありますが、適切な観察を行うことで早期に発見し適切に対応します。ミダゾラム投与により、「呼吸抑制」、「過鎮静」、「傾眠」などの副作用が起こる可能性があります。過量投与が疑われる場合は、速やかに投与を中止し、拮抗薬であるフルマゼニル注を投与します。薬剤の添付文書に記載された用法・用量に準じて治療を行うため、一般的に想定される副作用頻度と同様と考えられます。副作用が出現した場合には、必要に応じて専門医へ相談し治療して参ります。

【救済制度について】

この治療による副作用・合併症が発生した場合には、適切な診療と治療を行いますが、電子添文（添付文書）で定められた使用方法ではないため（適応外使用）、『医薬品副作用被害救済制度』の対象外となる可能性があることを予めご承知おき下さい。

以上